



よいた

No.157 7月号

町だより 町長 平沢基九郎

昭和54年7月10日 ■発行/与板町(代表者:与板町長平沢基九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



夜店をブラブラ……

祭の一番の楽しみです

とうもろこし、たこ焼き、わたあめ、おもちゃ、金魚すくい、沢山の店が出ました。

ここ数年、いつも雨に降られていましたが、今年は3日間とも晴れ。

去年の分もまとめて楽しむように夜遅くまで賑わいをみせた別院お取越しでした。

人口の動き

6月30日現在

()は5月末との比較

人口	7,860人 (+6人)
男	3,824人 (-2人)
女	4,036人 (+8人)
世帯	1,808 (+4)
出生	7人
死亡	3人
転入	8人
転出	6人

- 与板町議会議員選挙……………2
- 塩之入トンネル改築……………3
- 児童手当について……………4
- よりよい環境を求めて……………5
- わが町よいた……………6・7
- 町民体育館完成……………8
- 社教からのお知らせ……………9
- 新潟県の最低賃金……………9
- 私の城下町……………10
- 心配ごと相談室……………11
- 税金あれこれ……………11
- 保健衛生だより……………12
- お知らせ……………12

おもな内容は



保健衛生だより

7月26日 13時30分から14時30分
 日本脳炎 母子センター
 対象者 園児(希望者)

8月6日~10日 結核健康診断
 該当者に個人通知

8月7日 13時30分から15時
 母親学級(前期) 母子センター
 対象者 S.54.12~S.55.3月分娩予定者

8月13日 13時30分から15時
 乳児検診 母子センター
 対象者 S.53.8.1~S.53.11.30迄出生者

「行方不明の人を捜す相談所」(無料)開設のお知らせ
 警察では、次により行方不明の人を捜す相談所を開きますから、お気軽にご利用ください。
 巡回相談所
 ▼八月八日(水)
 ▼長岡警察署(三二二二二二二二)
 ▼午前九時~午後五時まで
 ◎家族や知り合いの方で



成人式のご案内

ことしの成人式は

期: 8月15日

於: 与板町町民体育館

家出をした。外出したまま行方わからなくなった。出かせぎ先から便りがと絶えた。等々、その後消息が知らずお困りの方は、ぜひ相談において下さい。

テレホンサービス7月分予定表

日	曜	テーマ	日	曜	テーマ
1	①	洋がさの試買テスト結果について	17	火	効率よく郵便を利用する方法
2	月		18	水	
3	火	消費生活相談事例	19	木	
4	水		20	金	
5	木		21	土	食料品の価格動向
6	金	消費生活用製品(SGマーク)の賠償限度額が増えました	22	①	
7	土		23	月	
8	②		24	火	消費生活相談事例
9	月		25	水	
10	火	汗と夏場のふとん干し	26	木	
11	水		27	金	夏バテを防ぐ食事
12	木		28	土	
13	金		29	③	
14	土	消費生活相談事例	30	月	
15	④		31	火	自転車の選び方
16	月				

—ダイヤルしましょう— (0252) 67-7000
 今すぐ役立つ消費者情報
 「ハイ県くらしのダイヤルです」

作業停電
 七月二十五日(水) 午前九時~午後二時まで
 地域II東与板
 七月二十六日(木) 午前九時~正午まで
 地域II広野
 八月八日(水) 午前九時~午後一時まで
 地域II上町、横町、仲町、泉町、船戸、安永、馬場町

お詫ひ
 6月号町だよりの、祝婚の欄で、倉谷・難波忠安さんは、難波茂さんの誤りでした。訂正してお詫びいたします。

東北電力からのお知らせ

休日、半休日の8月分当番出張所の日程表が次のようになりましたのでお願い致します。

出張所名	日程						
	4	5	11	12	18	19	25
与板出張所	○	○	△	休	△	休	○
脇野町出張所	△	休	○	○	○	○	△

(○印は当番、△印は午後から休日です)

☎ 与板出張所 (025872) 2051
 ☎ 脇野町出張所 (025842) 2030

交通事故相談所の開設

とき 八月九日(木)
 午後十時から
 役場男子厚生室

いよいよ 「塩之入トンネル」の 改築工事が始まります

— 通行規制にご注意を —



— 現在の塩之入トンネル —

- 一、場 所 記 本与板塩之入地内(塩之入トンネル)
 - 二、規制内容 「全面通行止」
 - 三、規制期間 昭和54年8月20日
 - 四、至 自 昭和54年12月10日
 - 五、迂回路 下図の通り
- 一般県道与板北野線の塩之入トンネルの改築工事が今年度より総事業費約五億円の巨費を投じて、トンネル内の車道を六mに拡巾(図面参照)し、取付道路改良工事(延長約七七〇m)が施工されます。このため、左記により同線の通行規制が行われますので御協力をお願いします。

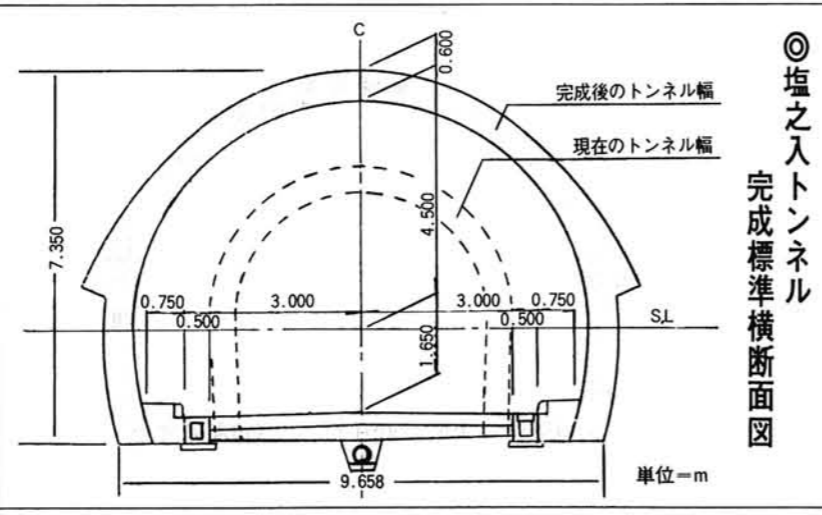
規制区間附近道路図



◎交通規制により大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

お問い合わせは

- ◎与板土木事務所 電話 3138番
- ◎与板警察所 電話 3131番



この一票あなたが築くよい町政



与板町議会議員一般選挙

投票日は8月12日

午前7時～
午後6時

8月12日(日)は、与板町議会議員一般選挙の投票日です。

この選挙は、これから四年間わたしたちの代表として、直接町政に参加する人を選ぶ大切なものです。みなさんが、日頃からもっている町政への関心をこの選挙で生かし、自覚と良識のある一票を投じましょう。

投票するときの注意

- 投票できる人 選挙人名簿に登録されている人。登録されている人は、昭和34年8月13日までに生まれた人で、昭和54年4月29日以前から引き続き与板町に住所をもち、住民基本台帳に登録されている人です。
- また、選挙人名簿に登録されていても8月12日までに町外へ転出した人は投票が出来ません。
- 投票所の確認を 投票所は入場券に書いてありますから、自分の投票する所をよく確かめてから出かけましょう。
- 入場整理券を忘れずに 投票所入場整理券は8月9日頃までに町内委員長を通じて配布する予定です。紛失した人、まだ届いていない人でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。もしそのような時

はすぐ、町選挙管理委員会へ問合わせて下さい。

電話三〇〇 内線二七

■名簿登録は7月30日、縦覧は7月31日、8月4日までの5日間です。選挙権の有無を自分で確かめて下さい。

■代理投票 体が不自由で字の書けない人は、投票所の係員が代筆します。投票所で係員にお申し出を。

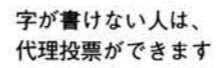
投票はこんなふう



投票日に、やむをえない理由で投票できない人は不在者投票を



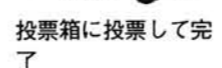
入場整理券をなくした人は受付へ



字が書けない人は、代理投票ができます



投票用紙には候補者の氏名をはっきりと



投票箱に投票して完了

不在者投票

用務で町外に旅行中、出張など法律で定められている理由で、投票日に投票所に行けない人は不在者投票ができます。入場整理券と印鑑をもって投票所に設置してある投票所で投票して下さい。また、病院や老人ホームなど指定した施設に入っている人は、それぞれの施設で投票できます。

■不在者投票のできる期間 8月5日、11日の毎日午前8時30分～午後5時まで。

■郵便による不在者投票 身体障害者福祉法で両下肢または体幹の障害程度が一、二級の身体障害者など条件にかなった人は、自宅などに居たまま、郵便により不在者投票ができます。投票用紙の請求期限は8月8日です。

守られる投票の秘密

あなたの投票は、他の皆さんの投票と混ぜて開票します。ですから、誰が誰に投票したかは、投票した本人以外はわかりません。自分で決めた人に安心して投票しましょう。

町議会議員選挙 立候補予定者の方へ

7月18日午後2時より立候補予定者の説明会を行いますので、立候補予定者の方は役場第3会議室へご参加下さい。

月8日です。この請求をするとき、「郵便投票証明書」が必要で、あらかじめ、町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けておいてください。

児童手当



児童手当制度のあらまし

この制度は、国、県、市と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図ることを目的としています。

従って受給者の方は、児童手当がこのようなことを目的として支給されるものであることをご理解いただき、支給を受けた児童手当をその趣旨に沿って用いるようにして下さい。

●児童手当の支給資格と支給額
児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。
(1) 十八歳未満の児童を

三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。
(2) その人の前年(一月から五月までの月分の児童手当については前々年)の収入が、一定の額(例えば、給与所得者については、六人世帯の場合、四九七万円)に満たないこと。

●支給額
児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額五千元(町民税所得割の額がない受給者：六人世帯の場合五十三年度の収入がおおむね二百十万円以下の方：には六千元)です。

●児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額五千元(町民税所得割の額がない受給者：六人世帯の場合五十三年度の収入がおおむね二百十万円以下の方：には六千元)です。

引き上げられます。
※例えば次のような場合には月額一万円が支給されます。
次の年齢の子どもを五人持っている人(町民税所得割を課せられていない場合)
十八歳
十七歳①
十四歳②
十二歳③
十歳④
5,000円+5,000円
=10,000円

②は義務教育終了の児童ではありませんが、十八歳未満の児童のうち三人目以降ではないので、支給対象とはなりません。

●児童手当の支払
児童手当は、認定をした町長が、毎年、二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれの月の前月までの四ヶ月をまとめて支払います。

●児童手当の支給その他
この制度についておわかりにならないことや、届書の書き方などについての詳しいことは、役場福祉係にお問い合わせ下さい。

●児童扶養手当の所得制限
父と生計を同じくしていない児童を養育されている方に支給される「児童扶養手当」を御存知でしょうか。
①父母が婚姻を解消した

児童。
②父が死亡した児童。
③父が法に定められた障害の状態にある児童。
④父が生死不明、遺棄、拘禁(一年以上)されている児童。
⑤未婚の母の児童で父がいない。
但し、受給者及び児童が公的年金(障害老令福祉年金を除く)を受けているとき等は除かれます。

●手当支給額
児童一人の児童手当額は、児童一人の場合二万六千円二人の場合二万八千円三人以上の場合は一人増すごとに四百円加算されます。いずれも十二月、四月、八月に前月までの四ヶ月分が支払われます。

●改正される所得制限
この手当には、所得による支給制限があり児童の養育者の収入が一定額以上であるときは支給されません。ことしの八月分から適用される所得制限の基準額は

●改正される所得制限
この手当には、所得による支給制限があり児童の養育者の収入が一定額以上であるときは支給されません。ことしの八月分から適用される所得制限の基準額は

次のとおりです。
☆基準額は収入金額から給与所得控除したものです。(表1参照)
◎手当の支給についての相談
この扶養手当についての御相談は役場福祉係へおたずねください。

●心身障害のお子さんのための特別児童扶養手当
ご存じですか。
心身に障害のあるお子さんを家庭で養育している方に支給される特別児童扶養手当の制度をご存じでしょうか。

●特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象に国が支給するものです。(二十歳をこえた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。)

●特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象に国が支給するものです。(二十歳をこえた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。)

ことしの八月分から適用される所得制限の基準額は次のとおりです。
☆基準額は収入金額から給与所得控除したものです。(表1参照)
◎手当の支給についての相談
改正された所得制限によって支給が受けられるかどうか、その他手当支給についてのご相談は、役場福祉係へおたずねください。

●特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象に国が支給するものです。(二十歳をこえた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。)

●特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する重い障害がある二十歳未満の障害児を対象に国が支給するものです。(二十歳をこえた場合は国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。)

扶養親族数	受給者	扶養義務者	控除
0人	2,036,000円	5,733,000円	社会保険等控除 一律 80,000円
1人	2,326,000円	5,982,000円	障害者、老年者、寡婦、勤労学生控除 280,000円 (特別障害者 310,000円)
2人	2,616,000円	6,195,000円	
3人	2,906,000円	6,408,000円	
4人	3,196,000円	6,621,000円	老人扶養親族控除 60,000円

よりよい環境を求めて

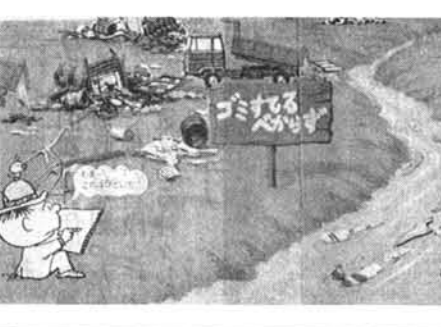
浄化槽は、正しく使いましょう

一、トイレを水洗にするには届出を
与板町でトイレを水洗にするには、し尿浄化槽を設置しなければなりません。そして、浄化槽を設置するときは、あらかじめ町役場をおして保健所へ届け出なければなりません。次の場所は設置に適しません。
① 空間がなく、人が作業できない所。
② バキューム車の入らない所。
③ 密閉される建物の中。放流先のない所。
④ 飲料用に供する井戸、飲料水の給水タンク等が近くにある所。



二、し尿浄化槽の維持管理
設置者は、町の許可をえた専門技術者と維持管理契約をしなければなりません。専門技術者は次のことをしてくれます。
① 定期的な維持管理。
② 清掃と汚泥の調整。
③ 放流水検査の依頼。
④ 維持管理の記録等。
⑤ 消毒薬の点検補充。
浄化槽は、バクテリアやし尿をたべさせて浄化するものです。バクテリアが死なないように次のことを守って下さい。
① 規定量の水を使う(多くても、少なくともため)電気も切らない。
② トイレ紙以外は流さない(布、綿はもちろん薬品類は特にだめ)
③ そうのの上に物を置かない。

① 基準では、浄化槽は六十五%以上浄化すればよいという事になっています。従って残りの三十五%は汚水水ということになります。ですから、



不法なゴミ投棄は空気を汚す。水も汚しています。

愛の血液助け合い運動



昭和54年7月1日~31日

▼重点
①県民の非行防止意識の高揚。
②青少年の非行化防止。
③青少年を取り巻く社会環境の浄化



夏季のゴミ処理 一口メモ

◎再利用のできるものまでゴミをつくらない!
◎川や空地へのゴミの不法投棄はやめましょう!
不法投棄は法律により罰せられます。

西瓜を食べる季節になりました。西瓜の皮は、約九十五パーセント位が水分で燃えませんが、畑や空地で処分して下さい。やむを得ず自家処理できない場合は不燃物の収集日に袋に入れて出して下さい。

七月一日より一か月間、社会を明るくする運動が全国的に実施されます。「社会を明るくする運動」は、すべての国民が力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする国民運動です。
町内委員長さんを通じて愛の協力募金袋をお届けいたしますので、この運動の趣旨にご理解ご協力下さいますようお願い致します。

青少年を非行からまもろう!!
昭和五十四年度「青少年を非行からまもる全国強調月間」が実施されています。与板警察署管内では、近年青少年の非行が急激に増加し、内容的にも悪質化しております。このため国際児童年を契機にこの運動が次により実施されている訳です。次代を担う青少年の健全育成のため、非行防止及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に地域住民の理解とご協力をお願いします。

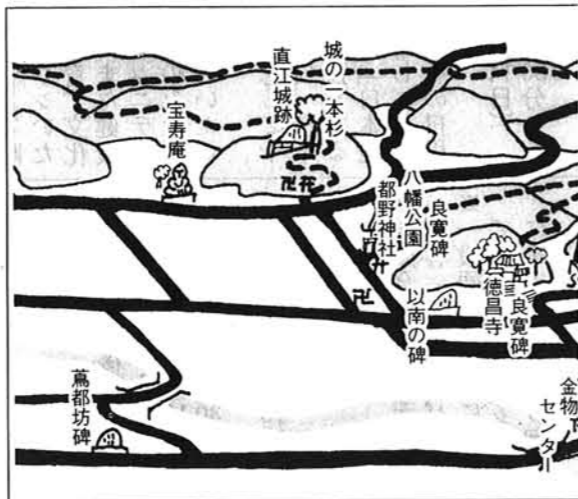
▼期間
七月一日から七月三十一日まで。



本与板城址
本与板城は、本与板の丘陵地に位置し、丘陵先端の自然を巧みに利用した、室町時代の戦国期に、戦鬪用として使用した典型的な山城です。
南北朝時代籠沢入道、室

水と緑

町時代飯沼氏三代在城とも伝えられ、直江氏五代にわたる城址でありました。



良寛歌碑
与板町と和島村との境に塩入トンネルがあり、この入口に歌碑が立っています。昔良寛さまの通った道は



その前方は急坂で、その往復は大変な難渋でしたが、その峠道が村人の力によって改修されたことを喜ばれてよまれた詩です。
しほのりのさかは名のみ
ゆくにけり
ゆるく人しめへ
よろずよまでに
葛都坊の碑
葛都坊は姓を鷲尾氏、名を景量と申され、盲目の身でありながら農地の開墾事業

業を進められ、葛都部落の開発造成の事業を最後にこの地でなくなられ、今残っている地名は坊の名前をとったものです。
大坂塔婆
ハイキングコースの途中の出雲崎街道にあります。与板案内によりますと、「何時頃出来たか不明だが、このあたりに老狐ありて昼尚

人を妨げるに至り、土地の人達は大笑して狐狩せむとするを見て富豪大坂屋之をあれみみ為に陀羅尼を埋め経塔を立て仏事を修む、之より後狐害あるを聞かず、世の人之を徳として大坂塔婆と名づく」とあります。
直江山城跡
戦国の英雄直江山城守兼続の居城跡で、新潟県文化財に指定されています。
本丸、二の丸、三の丸、腰廓、帯廓、千人溜、土塁、空壕等が今でも残っており本丸には直江兼続の記念碑が建てられています。登山道も整備されていて年寄、子供も容易に登れることができます。



天保四年藩主井伊兵部少輔の発願により創立され、明治三年、現在の場所に堂宇が建立されました。
西本願寺与板別院
浄土真宗西本願寺の別院で毎年6月24・25・26日にはお取越しがあり沢山の出店にぎわいます。



郷土資料館
昭和四十二年に町の有志によりつくられました。関守などの古文書をはじめ、縄文土器等の石器類、孔雀尾具足羽織、大坂屋看板、先人遺墨、良寛、以南、由之の歌碑拓本、その他庶民資料、写真資料などが陳列してあります。

城の一本杉
城山の本丸に聳えている一本杉を「城の一本杉」と呼んでいます。これは城主直江兼続が慶長三年(一五九八)主君上杉景勝の会津移封に伴って、米沢三十万石を領してからは城山は廃城となり、この一本杉が往古を偲ぶにふさわしいものとなっています。

と史跡のまち



自然の風光に恵まれた城下町

わが町与板

新潟県のほぼ中央、信濃川左岸に沿い、長岡市の北部に接近する古い伝統をもつわが町与板。戦国時代には直江氏、徳川時代には牧野、井伊氏の旧城下として栄え、神社仏閣が多く、史跡名勝に富み、また戦国時代に源を發し、刀工の流れをくむ「かなな」「のみ」等の製造が盛んな町。

もうすぐ夏休み、わたしたちは自分の生まれた町、住んでいる町を、この機会にゆっくり散策してみませんか。徳昌寺の山門に立てば、夏の暑さもフツ飛びますよ。



香積山徳昌寺
曹洞宗の古刹で馬場町の裏山の中腹にあります。寺は杉に囲まれ、森厳な境内であり、そのむかし直江山城守の菩提寺でもあります。



井伊神社
与板の旧藩主井伊家の神社で井伊直政公を祀ったもので、高く長い石段と杉の老木と、気品ある神々しい境内です。



三輪家別荘
旧大坂屋、三輪家の別荘で明治25年につくられたものです。数奇を凝らした母家並びに簡素な茶室が二間あり、庭園は老木の間に天下の名石を配し、眺望もよく觀賞には好適です。
都野神社
慶長年間の頃までは、大津の郷と称し津の里の鎮守として津神と言われていま



宝寿庵の阿弥陀如来
山沢に宝寿庵という小庵があり、そこに古い阿弥陀如来の尊像が安置されています。土地の人々からも厚い信仰を受けており、鎌倉時代のもではないかといわれています。



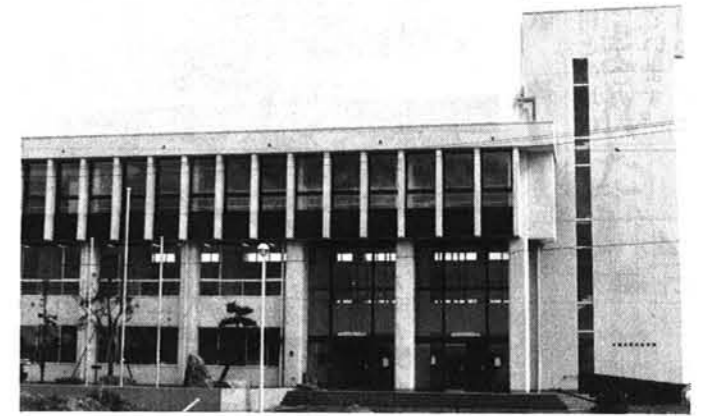
した。麓に戦没者慰霊碑、中腹には良寛詩碑、井伊家松下家老の頌徳碑、八尾進齋の記念碑等があつて、風景の美と共に懐古、審美の境地に遊ぶこともできます。



待望の町民体育館完成

14・15日の両日新築記念招待バレー試合

スポーツ・文化の場に…… 健康を守る場に……



—完成したすばらしい町民体育館—

七月十四日(土)わたしたち町民が待ちに待った「町民体育館」がオープンいたします。町内の体育、文化活動の場として、また健康を守る施設、コミュニティの場として、町民のみならず気軽に利用していただきたいと思えます。

なお、竣工を記念して十四日と十五日の両日、日本女子バレー界の最強である「日立チーム」と「日本電気チーム」が来町し、試合を行いますので、その日程を紹介いたします。

■第1日目(7月14日)
午後2時～2時30分
選手練習

午後2時30分～3時
セレモニー

午後3時～
試合

試合終了後地元元チーム指導(小・中・高校生対象)

■第2日目(7月15日)
午前9時～9時30分
選手練習

午前9時30分～10時
セレモニー

午前10時
試合

試合終了後地元元チーム指導(ママさんバレー)

※一般観覧は15日に予定していただきますので、多数見学に来て下さるよう御案内いたします。

一周160mのランニングコースと固定席150席の観覧席。

バレー・バスケットが二面とれ、又、二千人収容できる広大な体育館フロア。

体力作り、健康増進の場のトレーニング室。

椅子席100の3階大会議室。

※ 15日～20日の間、体育館を一般開放いたしますのでどうぞ自由に見学して下さい。

※ お願い
試合当日、車が非常に混雑すると思われるので、係員の指示に従うようお願い致します。



与板町子ども会 廃品回収を終えて

初夏の風物詩、御取越も終り、いよいよ盛夏です。与板町で初めて組織された子ども会は、六月十七日子ども会活動の一つの柱である、奉仕活動(廃品回収)を行いました。

当日、真夏を思わせる強い日差しの中で、子ども会五十余名は、九時半より活動を開始しました。当初十二時頃には終るだろうと予定していたところ、いざ車で運んでみると、新聞・雑誌の山又山、これには子ども達も私達指導者もびっくり、昼食をはさんで二時半頃まで縛り直したり、積んだり、みんな一生懸命でした。初めのうちは慣れない手つきで縛っていたことも達も、終る頃には、本当にしっかりと、上手に縛れるようになりました。



反省会の中で、子ども達の声をいくつか拾ってみると、「疲れたけれど、面白かった。」「よくここまで頑張った。」「学校よりまじめにやっていた。」「一人では出来なけれど、みんなでやると出来る。」「等々。この廃品回収を通して、子ども達が働く事の大切さ、素直に働く事を、そしてみんなで力を合わせてやれば何んでも出来るという事を少しずつ学んでくれたなら、子ども会を組織、運営していく上で、本当に素晴らしい事だと思えます。尚、この収益額は、三万二千四百二十円になりました。また、これは、七月二十八・九日に計画している巻の県立青少年研修センターでの費用や、今後のレクリエーション、ゲーム、間食等の費用に当てたいと思

町民プール

25日より開設

- 平日・土曜日 1時～4時半
- 休日・祝祭日 9時半～四時半

※プールの使用禁止事項
・父兄同伴でない小学生・グループ(三人以上)でない中学生
・酒気をおびている人
・人に迷惑をかける人などの他、管理人が不適当と認められた人

※注意事項
・プールに入る前には、必ず準備運動をする。
・手、足、頭、身体の順にぬらし、静かに入るなど行ない、その他管理人の指示に一切従うこと。

皆さんの絶大なるご声援をお願い致します。尚、他種目の結果は次のとおりです。

優勝 卓球
準優勝 籠球・女子排球
バドミントン
三位 男子排球

新潟県内の最低賃金

最低賃金が下記のとおり改正されました。昭和53年10月16日以降、新潟県内の最低賃金(1日2,392)以上でなくては労働者を雇用できなくなりました。

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生日
新潟県最低賃金	1日 2,392円 1時間 301円	53.10.16
卸売業・小売業	1日 2,555円 1時間 320円	53.12.25
食料品製造業	1日 2,625円 1時間 329円	53.12.25
印刷・出版業	1日 2,784円 1時間 348円	53.12.25
木材・木製品・家具 装備品製造業	1日 2,763円 1時間 346円	53.12.25
繊維産業	1日 2,470円 1時間 309円	54. 3. 31
機械・金属製品等 及び自動車整備業	1日 2,885円 1時間 361円	54. 3. 31

中高年齢者の雇用安定のための制度をご利用下さい

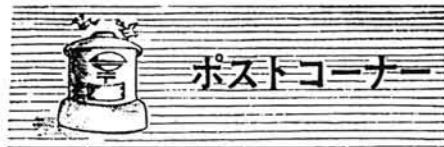
このたび、次の制度が大幅に改善されましたので、積極的にご利用の上、中高年齢者の雇用安定にご協力下さい。(くわしいことは安定所へご相談下さい。)

▲中高年齢者雇用開発給付金
・45才～64才までの者を安定所の紹介により常用労働者として雇用し、その雇用割合や雇用数を高めた事業主(54才～64才までの者で雇用保険受給中の者は安定所の紹介によらなくとも可)(指定期間:54.6.8～55.6.7)

●賃金の45～12を1年6ヶ月間(45才～54才は1年間)支給。

▲定年延長奨励金
・定年を労働協約又は就業規則により定めており、その定年を56才以上に引き上げた事業主。
・定年延長によって、定年年齢を超えて雇用している労働者(64才まで)1人あたり年額中小企業36万円。大企業27万円。

▲継続雇用奨励金
・定年を労働協約又は就業規則により定めており、定年後も引き続き1年以上常用労働者として雇用している事業主。
・61才～64才までの常用労働者1人あたり年額中小企業18万円。大企業13万5千円。



ポストコーナー

財産・マイホームづくりに郵便局の財形制度

郵便局の「財形定期貯金」「財形貯蓄保険」は、サラリーマンの財産やマイホームづくり、あるいは経済生活の安定などを目的に設けられるほか住宅資金の融資など数々の特典があります。また、郵便局は全国各地にありますので、転勤の多い方もそのまま続けて利用できて便利です。

「財形定期貯金」の特長

☆貯金限度額は一般の郵便貯金の総額制限額300万円とは別々に450万円まで利用できます。
☆定期貯金の特長をフルに生かした貯蓄です。例えば半年ごとに利息を元金に繰り入れる半年複利方式ですから、長く預けておけばおほほど有利となります。

☆貯金は、毎月の給料やボーナスから天引きされますから、手数料がかかりません。

☆積み立ての途中で急にお金が必要になった場合には便利な「ゆうゆうローン」もご利用になれます。

「財形貯蓄保険」の特長

☆保障をつけながら貯蓄が楽しめます。

☆払込み保険料の合計が500万円まで利用できます。

☆保険料は、給料やボーナスから天引きされますから、手数料がかかりません。

郵便局の「財形定期貯金」「財形貯蓄保険」で財産づくり、マイホームづくりなどご計画下さい。

夏便りを「絵入りはがき」で 暑中見舞用「絵入りはがき」発売中

7月、本格的な夏の到来です。知人、友人などから暑中見舞や涼しさを感じさせる便りをいただくのはたいへんうれしいものです。郵便局では絵入りの暑中見舞用はがき(2種類)を発売しています。夏便りを出しましょう。

◎通常切手帳として重要文化財切手、国宝切手、動植物切手も窓口で発売しております。

- ① 廃業、休業、転業、失業などによる所得の減少。
② 災害や盗難などによる雑損失や所得の減少。
③ 病氣(本人・家族)になり多額の医療費を要した。
④ 結婚や出生により扶養控除が受けられる。
⑤ 新たに障害者や高齢者、寡婦、勤労学生に当てはまることになったとき。
⑥ 景気の変動や営業不振のため本年所得が相当減少すると見込まれるとき。

昭和三十四年4月2日、昭和37年4月1日までに生まれた男子
昭和三十四年7月11日、7月20日までに希望する地区の人事院地方事務局へ。申込用紙等は長岡税務署総務課にあります。
試験
第一次試験(教養・適性・作文).....9月30日
第二次試験(口述・身体検査).....11月、12月
採用日
昭和55年4月1日
採用後、税務大学関東信越研修所において、一ヶ月間の基礎研修を受けます。

心配ごと相談室

今月は17・24日と8月7日

一度しかない生命 最近新聞で若い人達の自殺の記事がよく目に付きます。若い人達は、自分の生命をどのように見、又、考えて居るのか、若い息子達を持つ親として他人事で無い気がしません。子供の日に国際児童年の記念行事として少年の主張大会がありました。選ばれた十二名の代表の中で四人が中学生の自殺に

取り組んで、それぞれ違った観察、考え方を述べていました。自殺は敗北であり意気地無しである。理由があるならば、それで良いとも考えられるが、努力もせず安易な道に逃げるのは卑怯なやり方である。死ぬ程まで思い込むならば、なぜ、今一步の努力が出来ないのか、又、反面自分で自分の生命を断つ事は大変な勇気がいる。此れは出来れば、弱者ではなく大変に強い人である。ただ、結局は問題をそのままにして他人に迷惑を掛けっぱなしにする事は強い勇気のある人のすることではない。

7月の納税は ◎固定資産税 第2期分 ◎都市計画税 と ◎国民健康保険税7月分です

税金あれこれ 所得税の第一期の納期は七月三十一日まで！ 七月と十一月に予定納税をし、翌年三月の確定申告で一年間の税額を精算することになります。

得の中に、譲渡所得などの臨時的な所得があるときには、これらの所得がなかったものとして基準額を計算することになります。 予定納税額の減額申請 税務署から通知される予定納税額は、通常は前年分の所得税額を基として計算してありますが、前年と本年とは状況が著しく変わっていることもあります。

税務大学の学生を募集！ 国では「社会保障」「教育」「公共事業」をはじめさまざまな仕事をしていませ。その規模はことしの予算で、三十八兆六千億円というぼう大な金額ですが、その大部分が税金でまかなわれているのですから、税金に関する仕事は国にとってひじょうに重要なものなのです。

国民年金未加入者の救済措置が行われております 国民年金の老令年金は、保険料をおさめた期間が二十五年(年令によって、十年から二十四年に短縮されます)以上あり、六十五才になったときに受けられます。老令年金の受給要件の一つである年令は、誕生日ごとにもちがひなくやってきますが、もう一つの要件である「保険料の納付」は、おさめることを忘れていたりしている、と、齢をとったとき、まわりの人は年金をうけているのに、自分だけ年金がうけられない、いわゆる「無年金者」になってしまっています。このような「無年金者」を救うために実施されているのが「特例納付制度」です。

大俠客観音寺久左衛門 脱走歩兵隊の引き揚げた後、松宮は子分を与板に集め、領内の偵察、警備に万善の配備を固めた。彼は、身は東軍にありながら、郷土と板の恩義は忘れがたいとして、与板の地が会津をさるることを黙って見過ごす事はできないと、陰然我が与板の為に心を配っていた。四月十一日与板掠奪の計謀があることを、彼の全越後に張りめぐらされた謀報網でキャッチし、この事件を契機に、河井継之助が救援と称して与板へ進駐しようとしていた事を見破り、その計画を未然に阻止せしめている。更にこの月、会津は全越後の藩の代表を水原に招き、最後の向背を決せしめるべく膝づめ談判を開始した。水原会談がそれであるが、与板藩の勤王中立も限界に達し、正に存亡をかける決断を迫ま

驚くべきものがあつた。二十九日には会津軍七百人が片貝戦争出撃の足だまりとして与板に宿泊し、与板城を貸せと談判して来た。与板藩では領民の動揺を理由に拒絶したが、突然の七百人の宿泊には市中近在まで夜具ふとんから枕まで大変な迷わくを蒙った。与板藩では切れ間なく往来する会津兵や東軍とのトラブルを防止する為に、土田柔助を水原の会津本営の総督一の瀬要人を訪問させ、相互の不可侵条約を結ばしめた。この時も松宮は土田柔助に影の形に添う如く随行して行った。条約は「東北同盟諸藩士と与板藩士民とは相互礼儀を守り、互に相胃さざる事、若し無礼を加うる者ある時は、これを拘留して其の藩に引渡すべし、抵抗するものある時は臨機処分の上其の事由を報告すること」と、その地宿泊する他の条件であった。与板藩ではこれを領内にはやり廻されたので領民はようやく不安から解放され、その後以後東軍側は与板の通行をさけるようになった。しかしそれ東軍の間、長岡藩の河井継之助と官軍軍監の岩村精一郎との会談決裂の五月三日、江戸の与板藩邸から船で送られて来た

藩の新鋭兵器と弾薬多数を、新潟の港で陸揚げしようとしていたところへ、会津兵がおしよせて、強引に之を奪取ってしまった。この危機は彦根藩の大音竜太郎のおかげで兵器を補給することができたが、輸送指揮官の松下俊之助は、無念やる方なく、その責任感から、五月二十八日の与板城自焼(落城ではない)の折に城の火中に飛び込んで賭腹している。同じこの日、塩之入峠の向うの島崎では、北野、荒巻を守る東軍桑名の雷神隊は、出雲崎から出撃して来た官軍加賀高田両藩の攻撃を受けてまさに敗滅しようとしていた。寺泊にあってこの情報に接した松宮は、寺泊の庄内、会津の両将が躊躇するのを断然押し切つて出撃し、島崎村の背後の山地から突如島崎に在った高田兵を急襲した。この時の松宮の勇戦が、その後多くの史書に語られていて、裏金の陣笠をかぶり、狸々陣の陣羽織をひるがえし、陣刀をふりかざして突進する様は、遠く源頼朝の家臣の血を引く、武將松宮雄次郎直秀の名にそむかなかつた。高田藩はたまたま、大砲を田んぼんに捨てて出雲崎に敗走した。

電話移転工事のお知らせ 電話移転工事のお知らせ 電話移転工事のお知らせ

電話移転工事のお知らせ 電話移転工事のお知らせ 電話移転工事のお知らせ



第十三号